

定款変更認可申請について

医療法人の定款を変更しようとする場合、「事務所の所在地」及び「公告の方法」の2項目を除き、浜松市長の定款変更認可を受けなければ変更ができません。【医療法第54条の9第3項】

- 必要書類 定款変更の内容により必要な書類が異なります。詳細は「定款変更認可申請必要書類一覧」をご覧ください。
- 必要部数 **正副各 1 部**
- 提出先 浜松市保健所保健総務課

<申請における留意点>

- 1 申請を円滑に進めるため、申請前に草案の提出をお勧めします。草案については、メールや FAX での送付でも構いません。
- 2 診療所等の管理者は**必ず法人の理事**になります。また、廃止する診療所等の管理者は、定款の規定により法人の理事の職を失うので、理事を減員するか、又は社員総会で再任する必要があります。
- 3 社員総会の議決は、定款の規定にしたがって適正に行わなければ効力がありません。

<認可後の留意点>

- 1 新定款の**施行日から 10 日以内**に、「病院（診療所・助産所）開設許可事項変更届」へ**新定款を添付**して、提出してください。
- 2 登記事項に関する定款の変更を行なった場合は、新定款の**施行日から 2 週間以内**に、法務局で変更の登記をしてください。
- 3 変更の登記後遅滞なく、「医療法人登記済届」を提出してください。

担当：浜松市保健所 保健総務課 住所：〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目 11-2 電話：053-453-6135 FAX：053-453-6124 Mail：hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp
